

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	税収納・滞納管理事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高岡市は税収納事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高岡市長

公表日

令和7年8月13日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	税収納・滞納管理事務
②事務の内容	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち、市税の収納・徴収事務に関する以下の事務。 ①金融機関からの領収済通知書等による収納データの管理業務 ②収納データをもとにした過不足金の充当還付業務 ③滞納者に対する督促状の送付や滞納整理事務
③対象人数	[10万人以上30万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	収納管理システム
②システムの機能	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、市税の収納に関する電算処理で、収納の他、還付・充当等の収納管理業務を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 (共通納税統合収納サーバ、軽自動車税納付確認システム(軽JNKS))
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	滞納管理システム
②システムの機能	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、市税の徴収に関する電算処理で、滞納状況把握・処分状況整理・納付計画管理等の滞納管理業務を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [] その他 ()
システム3	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	住民基本台帳登録者、転出死亡等により住民基本台帳登録者でなくなった住登外者、法人について、氏名(名称)、住所、生年月日、続柄、発送用住所、部課名(屋号)等を複数業務で共用して使用するもの。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [☐] 税務システム [] その他 ()

システム4		
①システムの名称	団体内統合宛名(連携)システム	
②システムの機能	1 宛名管理機能 個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。 統合宛名情報の検索・参照・更新を行う。 2 情報提供機能(業務情報を中間サーバーに提供するための機能) 各業務情報を一括データで中間サーバーに連携する。 各業務の異動情報を中間サーバーに連携する。 3 情報照会機能(他機関へ問合せをするための機能) 各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()	
システム5		
①システムの名称	中間サーバ	
②システムの機能	中間サーバは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存住基システム、宛名システム等の各システムとデータの受渡しを行うことで符号の取得(※)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。(※)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。 1 符号管理機能 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「宛名番号」と情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する機能 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う機能	
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()	
システム6～10		
システム11～15		
システム16～20		

3. 特定個人情報ファイル名	
税収納・滞納管理システムデータベースファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の第24項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 [情報照会の根拠: 同命令第2条の表の第48項] 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者・内閣総理大臣)に対し第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高岡市総務部納税課
②所属長の役職名	納税課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
税収納・滞納管理システムデータベースファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者	
その必要性	市税の正確な収納事務・公平公正な徴収事務の効率化のため	
④記録される項目	[100項目以上] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
	その妥当性	対象者の正確な特定、収納・徴収事務の適正な運用のためには上記記録が最低限必要になるため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	高岡市総務部納税課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、市民税課、資産税課、保険年金課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 税務署(国税庁) ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
③使用目的 ※		市税の正確な収納事務・公平公正な徴収事務の効率化のため。
④使用の主体	使用部署	納税課、市民税課、資産税課、保険年金課、伏木支所、戸出支所、中田支所、福岡支所
	使用者数	[100人以上500人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち、市税の収納・徴収に関する以下の事務。 ①金融機関からの領収済通知書等による収納データの管理事務 ②収納データをもとにした過不足金の充当還付事務 ③滞納者に対する督促状の送付や滞納整理事務
	情報の突合	納税義務者の特定のため、当該システムにおける宛名情報と他団体、庁内他部署等から入手した納税義務者関係情報の突合を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する]	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		システム運用・保守、調査依頼及び調査依頼及び作業指示に基づくシステム対応・データ抽出等	
①委託内容		システムの運用・保守、職員からの調査依頼及び作業指示に基づくシステム対応・データ抽出等	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)インテック	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ ① 1万人未満 ② 1万人以上10万人未満 ③ 10万人以上100万人未満 ④ 100万人以上1,000万人未満 ⑤ 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ ① 1万人未満 ② 1万人以上10万人未満 ③ 10万人以上100万人未満 ④ 100万人以上1,000万人未満 ⑤ 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜高岡市における措置＞ 紙媒体は種別、保管期間別に分け、所定の場所において施錠し保管している。 ＜委託先における措置＞ 電子データが保管されているサーバ設置場所は入退室が管理され、有人監視及び施錠管理を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
調定マスタ、収納マスタ	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・システム利用の権限は業務上必要な職員のみを与えられており、権限を付与されていない職員が情報を入手することはできない。また、メンテナンス作業や権限を付与されている者の操作ログが保管されており、情報の不正入手を防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
(紙媒体に対する措置) ・特定個人情報を記録した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理等を行い、漏洩・紛失を防止する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・税収納管理システムは、事務に必要な情報が定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。 ・税収納管理システムで連携できない情報は、個別システムの情報照会等により確認する。 ・システムにアクセスできる端末を限定し、許可無くシステムに接続して紐付けできないようになっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	当該システムを利用する職員を特定し、個人ごとにユーザーIDとパスワードによる認証を行っている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

(権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク)

- ・システム利用する職員を特定し、システム管理者がユーザーIDを割当てパスワードによる認証を行っている。
- ・ユーザーIDごとの使用履歴を取得し管理している。
- ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	・秘密の保持 ・目的外の利用禁止 ・無断複製の禁止 ・秘密情報の返却・廃棄 ・再委託の禁止・目的外の禁止		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[	＜選択肢＞ 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名(連携)システムにおける措置> ・中間サーバーへの情報連携及び情報提供ネットワークを介して他団体への照会を行うものである。番号法に則したアクセス権が設定されており、事務毎に提供される情報が限定されている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		
その内容			

	再発防止策の内容	
--	----------	--

その他の措置の内容	・コンピュータウイルス対策ソフトを使用。 ・アクセス権限の設定による利用取得の設定・アクセスログの記録。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 物理的対策 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 技術的対策 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報とは、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分にやっていない ☐ 十分にやっていない
具体的な方法	・システムを取扱う職員に対し、システム研修会を開催。 ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	高岡市総務部総務課 〒933－8601 富山県高岡市広小路7-50 TEL0766－20-1242
②請求方法	本人確認書類の提示及び指定書式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止請求を受付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	高岡市未来政策部情報政策課 〒933－8601 富山県高岡市広小路7-50 TEL0766－20-1239
②対応方法	・問合せ受付票等を準備し、対応記録を残す。 ・規定に定められた担当部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1 収納情報

賦課年度、課税年度、徴収年度、税目、通知書番号、宛名番号、世帯番号、調定区分、調定本税額、納付本税額、納付延滞金、未納本税額、過誤納額、還付処理額、充当処理額、速報値、事業期間、年税額、申告区分、申告年月日、異動日、バッチ番号、納付書区分、データ区分、税目コード、期、法定納期限、標識番号、法人番号、領収日、収入日、処分状況、異動区分、公示送達、充当日、分離退職調定額、分離退職納付額、口座振替金融機関、記号番号、支援対象、世帯員収納額、督促発行フラグ、氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、SEQ、督促手数料、識別

2 調定履歴情報

更正日、期、調定額、納期限

3 納付情報

賦課年度、課税年度、税目、期、通知書番号、調定本税額、納付本税額、納付延滞金、未納本税額、過誤納額、還付処理額、充当処理額、最新収入日、金融機関コード、速報フラグ、事業年度、指定番号、申告区分、申告年月日、分離退職調定額、分離退職収納額、領収日、収入日、納付書区分、データ区分、入金種類、バッチ番号、異動日、宛名番号

4 収納履歴情報

賦課年度、課税年度、税目、期、通知書番号、異動区分、調定本税額、収納本税額、収納延滞金、領収日、収入日、入金種類、バッチ番号、納付書区分、過誤納発生日、事由、充当情報、金融機関コード、督促手数料

5 口座振替情報

税目、口座予定情報、口座最新情報、入金種類、期、金融機関コード、金融機関名称、預金種別、口座番号、名義人、口座履歴、宛名番号、不能理由、申込日、開始日、解約日、停止事由、申請日、不能通知

6 還付情報

通知書番号、賦課年度、課税年度、徴収年度、過誤納整理番号、税目、期、過誤納発生日、本税額、延滞金額、還付加算金額、合計額、決議日、金融機関情報、金融機関コード、科目コード、口座番号、過誤納事由、振込日、還付額、過誤納金履歴、特徴個人還付情報、宛名番号、事業開始日、申告区分、督促手数料、SEQ、識別

7 充当情報

通知書番号、賦課年度、課税年度、徴収年度、過誤納整理番号、税目、期、過誤納発生日、本税額、延滞金額、加算金額、合計額、決議日、充当先消込キ一、処理日、充当額、宛名番号、識別、督促手数料、SEQ

8 督促状発送記録情報

賦課年度、課税年度、税目、通知書番号、期、調定本税額、発行停止理由、発行停止解除理由、発行日、督促手数料、停止日、解除日、指定納期日

9 証券

支払期日、証券整理番号、証券番号、証券種類、額面金額、支払人、支払場所、振出日、取立依頼日、不渡日

10 催告発送記録情報

賦課年度、課税年度、税目、通知書番号、期、調定本税、催告種類、催告発行停止、発行停止解除、発行日、延滞金額、納期限、納付期限、督促手数料

11 折衝記録情報

宛名番号、折衝日、対応者コード、対応者名、部署、相談者名、行動内容、次回行動日、約束日、次回行動内容

12 分納情報

宛名番号、通知書番号、賦課年度、徴収年度、税目、期、分納誓約期間、支払方法、分納理由、口座情報、支払回数、本税額、延滞金額、分納金額、承認日、取消日、世帯番号、滞納額、督促手数料

13 財産調査情報

宛名番号、照会日、回答日、調査コード、第三債務者、財産内容、調査事項

14 処分情報

宛名番号、通知書番号、賦課年度、徴収年度、税目、期、処分区分・処分種類等、事件番号、交付要求日、差押日、財産番号、執行日、執行機関名、繰上徴収日、配当日、配当額、換価額、取立額、充当先消込キ一、台帳番号、差押解除日、差押終了日、解除理由、督促手数料

15 滞納執行停止不納欠損情報

宛名番号、通知書番号、賦課年度、徴収年度、税目、期、枝番コード、決議日、停止理由、欠損理由、停止法令、欠損法令、消滅予定日、消滅理由、調定本税

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	I 基本情報 4. 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の第16項	番号法第9条第1項及び別表の第24項	事後	番号法の改正による
令和6年12月1日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2024/5/27	2024/12/1	事後	見直しによる
令和7年7月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<高岡市における措置> 紙媒体は種別、保管期間別に分け、所定の場所において施錠し保管している。 <委託先における措置> 電子データが保管されているサーバ設置場所は入退室が管理され、有人監視及び施錠管理を行っている。	<高岡市における措置> 紙媒体は種別、保管期間別に分け、所定の場所において施錠し保管している。 <委託先における措置> 電子データが保管されているサーバ設置場所は入退室が管理され、有人監視及び施錠管理を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム第三次システムへの更改による

令和7年7月18日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にアクセスができないよう管理を行うことで安全性を確保している。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム第三次システムへの更改による
令和7年7月18日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去その他の措置の内容	・コンピュータウイルス対策ソフトを使用。 ・アクセス権限の設定による利用取得の設定・アクセスログの記録。	・コンピュータウイルス対策ソフトを使用。 ・アクセス権限の設定による利用取得の設定・アクセスログの記録。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 物理的対策 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 技術的対策 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム第三次システムへの更改による

令和7年7月18日	Ⅲリスク対策 10. 特定個人情報の保管・消去 その他のリスク		＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高 レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラン の高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及 び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシ ステム運用、監視を実現する。	事前	自治体中間サーバー・プラット フォーム第三次システムへの更 改による
-----------	---------------------------------------	--	--	----	--